

## 取扱基準 3

### 都市計画法第34条第4号の判断基準

都市計画法第34条第4号に規定する「市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物」とは、次の各項すべてに該当しなければならない。

#### 1 用途

予定建築物の用途は、原材料の過半が当該市街化調整区域において生産される農産物等を処理、貯蔵若しくは加工するものであること。

#### 2 立地場所

申請地は、当該農産物を生産地においてすみやかに処理、貯蔵若しくは加工する必要性が認められる合理的な位置であること。

#### 3 規模

開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。

#### 4 その他

処理又は加工に伴い排出される廃物及び汚水の処理については、衛生上及び環境上支障がないこと。また、農産物等の集出荷及び貯蔵のために必要な施設は、継続的に使用される旨の農業協同組合等の証明があること。

#### 附 則

この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）

#### 附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月31日承認）

#### 附 則

この基準は平成22年10月18日から施行する。（平成22年10月18日承認）